

## 4. 医療について

### 4-① 重度心身障害者医療費助成

- ・入院時食事療養費の助成内容が、令和8年10月1日より変更になります。

#### 入院時食事療養費の助成

(現行)入院時食事療養費は1/2の助成となります。(20歳未満までの入院時食事療養費は全額助成)

(変更後)令和8年10月1日以降の入院時食事療養費は、満18歳に到達する日の属する年度末まで全額助成となります。

- ・令和8年4月1日より、対象者に精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方が追加になります。

対象者 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方(自立支援医療(精神通院)に係る医療費の自己負担分(1割)のみ助成対象になります)